

公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構 役員等の報酬及び退職金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構定款第13条、第15条3号及び第29条の規定に基づき、理事及び監事、評議員（以下「役員等」という。）の報酬について必要な事項を定めるとともに、役員等の退職金について定める。

(報酬の額)

第2条 役員等は、無報酬とする。ただし、公認会計士または税理士の資格を有する監事に対しては、勤務のあった1日につき1人33,333円を報酬として支給することができる。

(報酬の支給方法)

第3条 前条の報酬は、通貨で、直接監事に支払うものとする。ただし、監事の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

2 報酬について、法令に基づき控除すべき金額がある場合は、その金額を控除して支給する。

(退職金)

第4条 役員等には、退職金（退職慰労金を含む。）を支給しない。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和61年6月19日から実施する。
- 2 この規程は、平成15年3月24日から改正実施する。
- 3 この規程は、平成16年3月29日から改正実施する。
- 4 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。